

## 小児科医師偏在指標

(小児医療圏別)

■ 下位1/3

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
00	全国	全国	115.1
01201	北海道	南渡島	125.7
01202	北海道	南檜山	84.4
01203	北海道	北渡島檜山	84.0
01204	北海道	札幌	116.9
01205	北海道	後志	94.2
01206	北海道	南空知	99.1
01207	北海道	中空知	120.9
01208	北海道	北空知	107.0
01209	北海道	西胆振	110.4
01210	北海道	東胆振	82.5
01211	北海道	日高	72.2
01212	北海道	上川中部	171.6
01213	北海道	上川北部	138.0
01214	北海道	富良野	125.3
01215	北海道	留萌	60.2
01216	北海道	宗谷	90.6
01217	北海道	北網	102.3
01218	北海道	遠紋	117.6
01219	北海道	十勝	62.6
01220	北海道	釧路	96.6
01221	北海道	根室	86.1
02201	青森県	津軽地域	178.8
02202	青森県	八戸地域	64.3
02203	青森県	青森地域	112.0
02204	青森県	西北五地域	81.7
02205	青森県	上十三地域	88.3
02206	青森県	下北地域	122.9
03201	岩手県	盛岡	115.5
03202	岩手県	岩手中部	82.7
03203	岩手県	胆江	52.3
03204	岩手県	両磐	70.8
03205	岩手県	気仙	157.7
03206	岩手県	釜石	61.0
03207	岩手県	宮古	81.9
03208	岩手県	久慈	112.4
03209	岩手県	二戸	140.9

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
04201	宮城県	仙南	80.4
04202	宮城県	仙台	108.9
04203	宮城県	大崎・栗原	88.5
04204	宮城県	石巻・登米・気仙沼	92.2
05201	秋田県	県北	82.5
05202	秋田県	県央	149.4
05203	秋田県	県南	99.3
06201	山形県	村山	129.8
06202	山形県	最上	101.4
06203	山形県	置賜	109.1
06204	山形県	庄内	82.5
07201	福島県	県北	161.9
07202	福島県	県中	91.1
07203	福島県	県南	73.1
07204	福島県	相双	116.6
07205	福島県	いわき	42.1
07206	福島県	会津・南会津	65.2
08201	茨城県	日立地域	55.8
08202	茨城県	県央・県北地域	90.0
08203	茨城県	土浦広域地域	139.5
08204	茨城県	鹿行南部地域	69.6
08205	茨城県	稲敷地域	70.6
08206	茨城県	常総地域	80.5
08207	茨城県	茨城西南地域	94.0
08208	茨城県	つくば市・筑西地域	110.2
09201	栃木県	宇都宮・日光	65.8
09202	栃木県	那須・塩谷・南那須	110.3
09203	栃木県	芳賀	104.7
09204	栃木県	小山	142.5
09205	栃木県	鹿沼・栃木	137.6
09206	栃木県	両毛	119.9

※ 医師確保計画策定ガイドライン～第8次（前期）～に基づき、都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の小児医療圏が確定する前の段階（2022年3月時点）の小児医療圏における指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を92.2と設定している。なお今後、都道府県における第8次医療計画の策定に当たり小児医療圏の見直し等が行われた場合は、見直し後の小児医療圏の指標を再計算し、前述の閾値を用いて区分分けを行う。したがって、下位1/3に区分される小児医療圏の数は、全国の小児医療圏の総数の1/3と必ずしも一致しない場合があり得る。

(小児科医師偏在指標について)

小児科医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、小児科医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に理解した上で、活用する必要がある。

## 小児科医師偏在指標

(小児医療圏別)

■ 下位1/3

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
10201	群馬県	西毛	100.0
10202	群馬県	東毛	93.2
10203	群馬県	中毛	86.3
10204	群馬県	北毛	162.5
11201	埼玉県	児玉	30.8
11202	埼玉県	熊谷・深谷	83.1
11203	埼玉県	東部北	91.2
11204	埼玉県	東部南	85.0
11205	埼玉県	川口	82.5
11206	埼玉県	さいたま市	121.5
11207	埼玉県	中央	58.2
11208	埼玉県	戸田・蕨	97.5
11209	埼玉県	朝霞	114.1
11210	埼玉県	川越	106.4
11211	埼玉県	所沢	99.5
11212	埼玉県	坂戸・飯能	129.8
11213	埼玉県	比企	59.7
11214	埼玉県	秩父	89.7
12201	千葉県	千葉	125.3
12202	千葉県	東葛南部	78.3
12203	千葉県	東葛北部	83.3
12204	千葉県	印旛	106.8
12205	千葉県	香取海匝	111.8
12206	千葉県	山武長生夷隅	79.1
12207	千葉県	安房	122.8
12208	千葉県	君津	45.9
12209	千葉県	市原	94.9
13201	東京都	区北	116.8
13202	東京都	区東	177.7
13202	東京都	区西南	181.5
13203	東京都	多摩	127.3
13203	東京都	島しょ	113.3

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
14201	神奈川県	川崎北部	108.9
14202	神奈川県	川崎南部	113.0
14203	神奈川県	横浜北部	98.7
14204	神奈川県	横浜西部	90.9
14205	神奈川県	横浜南部	136.4
14206	神奈川県	三浦半島	105.9
14207	神奈川県	鎌倉	138.2
14208	神奈川県	東湘	95.9
14209	神奈川県	県央	92.3
14210	神奈川県	平塚・中郡	105.8
14211	神奈川県	西湘	107.2
14212	神奈川県	秦野・伊勢原	110.3
14213	神奈川県	厚木	82.3
14214	神奈川県	相模原	105.7
15201	新潟県	下越	114.2
15202	新潟県	新潟	118.2
15203	新潟県	県央	92.9
15204	新潟県	中越	107.7
15205	新潟県	魚沼	106.9
15206	新潟県	上越	78.2
15207	新潟県	佐渡	130.4
16201	富山県	新川	92.4
16202	富山県	富山	130.5
16203	富山県	高岡	124.2
16204	富山県	砺波	109.4
17201	石川県	南加賀	84.3
17202	石川県	石川中央	128.7
17203	石川県	能登中部	142.0
17204	石川県	能登北部	151.3
18201	福井県	嶺北	130.0
18202	福井県	嶺南	96.6
19201	山梨県	国中地域	123.8
19202	山梨県	富士・東部地域	140.6

※ 医師確保計画策定ガイドライン～第8次（前期）～に基づき、都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の小児医療圏が確定する前の段階（2022年3月時点）の小児医療圏における指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を92.2と設定している。なお今後、都道府県における第8次医療計画の策定に当たり小児医療圏の見直し等が行われた場合は、見直し後の小児医療圏の指標を再計算し、前述の閾値を用いて区分分けを行う。したがって、下位1/3に区分される小児医療圏の数は、全国の小児医療圏の総数の1/3と必ずしも一致しない場合があり得る。

(小児科医師偏在指標について)

小児科医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、小児科医師偏在指標の活用に当たっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に理解した上で、活用する必要がある。

## 小児科医師偏在指標

(小児医療圏別)

■ 下位1/3

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
20201	長野県	佐久	107.8
20202	長野県	上小	86.0
20203	長野県	諏訪	79.6
20204	長野県	上伊那	79.8
20205	長野県	飯伊	76.1
20206	長野県	木曾	132.8
20207	長野県	松本	199.1
20208	長野県	大北	122.4
20209	長野県	長野	90.4
20210	長野県	北信	92.8
21201	岐阜県	岐阜	130.6
21202	岐阜県	西濃	92.4
21203	岐阜県	中濃	82.1
21204	岐阜県	東濃	97.7
21205	岐阜県	飛騨	91.7
22201	静岡県	賀茂	151.0
22202	静岡県	熱海伊東	131.5
22203	静岡県	駿東田方	153.0
22204	静岡県	富士	84.0
22205	静岡県	静岡	91.0
22206	静岡県	志太榛原	101.0
22207	静岡県	中東遠	74.5
22208	静岡県	西部	99.1
23202	愛知県	海部	58.3
23204	愛知県	尾張東部	115.1
23205	愛知県	尾張西部	94.1
23206	愛知県	尾張北部	79.2
23207	愛知県	知多半島	104.8
23208	愛知県	西三河北部	66.1
23209	愛知県	西三河南部西	64.8
23210	愛知県	西三河南部東	72.6
23211	愛知県	東三河北部	49.6
23212	愛知県	東三河南部	84.0
23213	愛知県	名古屋・尾張中部	115.0

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
24201	三重県	北勢	85.1
24202	三重県	中勢伊賀	142.8
24203	三重県	南勢志摩	107.4
24204	三重県	東紀州	110.9
25201	滋賀県	大津・湖西	183.6
25202	滋賀県	湖南・甲賀	101.2
25203	滋賀県	東近江	105.6
25204	滋賀県	湖東・湖北	100.6
26201	京都府	丹後	128.6
26202	京都府	中丹	132.7
26203	京都府	南丹	124.9
26204	京都府	京都・乙訓	163.5
26205	京都府	山城北	127.4
26206	京都府	山城南	96.2
27201	大阪府	豊能	117.9
27202	大阪府	三島	125.1
27203	大阪府	北河内	93.2
27204	大阪府	中河内	90.3
27205	大阪府	南河内	145.5
27206	大阪府	堺市	116.7
27207	大阪府	泉州	123.5
27208	大阪府	大阪市	131.5
28201	兵庫県	神戸・三田	146.0
28202	兵庫県	阪神	128.1
28203	兵庫県	東播磨	88.9
28204	兵庫県	北播磨	105.1
28205	兵庫県	播磨姫路	104.6
28206	兵庫県	但馬	109.0
28207	兵庫県	丹波	116.9
28208	兵庫県	淡路	153.7
29201	奈良県	奈良	105.9
29202	奈良県	東和	116.7
29203	奈良県	西和	79.7
29204	奈良県	中和	126.0
29205	奈良県	南和	136.2

※ 医師確保計画策定ガイドライン～第8次（前期）～に基づき、都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の小児医療圏が確定する前の段階（2022年3月時点）の小児医療圏における指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を92.2と設定している。なお今後、都道府県における第8次医療計画の策定に当たり小児医療圏の見直し等が行われた場合は、見直し後の小児医療圏の指標を再計算し、前述の閾値を用いて区分分けを行う。したがって、下位1/3に区分される小児医療圏の数は、全国の小児医療圏の総数の1/3と必ずしも一致しない場合があり得る。

(小児科医師偏在指標について)

小児科医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、小児科医師偏在指標の活用にあたっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に理解した上で、活用する必要がある。

## 小児科医師偏在指標

(小児医療圏別)

■ 下位1/3

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
30201	和歌山県	和歌山	122.3
30202	和歌山県	那賀	137.4
30203	和歌山県	橋本	91.5
30204	和歌山県	有田	83.0
30205	和歌山県	御坊	138.0
30206	和歌山県	田辺	149.5
30207	和歌山県	新宮	156.5
31201	鳥取県	東部	130.7
31202	鳥取県	中部	143.5
31203	鳥取県	西部	216.1
32201	島根県	松江	125.0
32202	島根県	雲南	77.1
32203	島根県	出雲	120.7
32204	島根県	大田	76.9
32205	島根県	浜田	120.9
32206	島根県	益田	72.4
32207	島根県	隠岐	59.3
33201	岡山県	県南東部	129.8
33202	岡山県	県南西部	121.6
33203	岡山県	高梁・新見	164.3
33204	岡山県	真庭	67.6
33205	岡山県	津山・英田	106.3
34201	広島県	広島	104.7
34202	広島県	広島西	148.5
34203	広島県	呉	116.6
34204	広島県	広島中央	75.4
34205	広島県	尾三	93.4
34206	広島県	福山・府中	84.4
34207	広島県	備北	107.5
35201	山口県	岩国	115.8
35202	山口県	柳井、周南	90.3
35203	山口県	山口・防府、萩	112.4
35204	山口県	宇部・小野田	160.7
35205	山口県	下関、長門	101.5

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
36201	徳島県	東部	122.1
36202	徳島県	南部	162.3
36203	徳島県	西部	96.9
37201	香川県	大川	136.4
37202	香川県	小豆	179.6
37203	香川県	高松	131.6
37204	香川県	中讃	110.8
37205	香川県	三豊	110.2
38201	愛媛県	宇摩、新居浜・西条	88.5
38202	愛媛県	今治	132.7
38203	愛媛県	松山、八幡浜・大洲	125.6
38204	愛媛県	宇和島	134.6
39201	高知県	安芸	210.2
39202	高知県	中央	122.5
39203	高知県	高幡	219.8
39204	高知県	幡多	173.7
40201	福岡県	福岡・糸島	128.1
40202	福岡県	粕屋	81.7
40203	福岡県	宗像	96.8
40204	福岡県	筑紫	85.0
40205	福岡県	朝倉	94.9
40206	福岡県	久留米	170.3
40207	福岡県	八女・筑後	89.0
40208	福岡県	有明	124.3
40209	福岡県	飯塚	124.0
40210	福岡県	直方・鞍手	81.5
40211	福岡県	田川	119.8
40212	福岡県	北九州	132.7
40213	福岡県	京築	40.8

※ 医師確保計画策定ガイドライン～第8次（前期）～に基づき、都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の小児医療圏が確定する前の段階（2022年3月時点）の小児医療圏における指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を92.2と設定している。なお今後、都道府県における第8次医療計画の策定に当たり小児医療圏の見直し等が行われた場合は、見直し後の小児医療圏の指標を再計算し、前述の閾値を用いて区分分けを行う。したがって、下位1/3に区分される小児医療圏の数は、全国の小児医療圏の総数の1/3と必ずしも一致しない場合があり得る。

(小児科医師偏在指標について)

小児科医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、小児科医師偏在指標の活用に当たっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に理解した上で、活用する必要がある。

## 小児科医師偏在指標

(小児医療圏別)

■ 下位1/3

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
41201	佐賀県	中部+東部	109.8
41202	佐賀県	北部+西部	81.2
41203	佐賀県	南部	107.9
42201	長崎県	長崎	145.3
42202	長崎県	佐世保県北	84.0
42203	長崎県	県央	135.2
42204	長崎県	県南	56.6
42205	長崎県	五島	102.9
42206	長崎県	上五島	156.6
42207	長崎県	壱岐	137.7
42208	長崎県	対馬	156.8
43201	熊本県	有明・鹿本圏域	80.2
43202	熊本県	熊本中央圏域	116.2
43203	熊本県	菊池圏域	53.8
43204	熊本県	八代圏域	96.2
43205	熊本県	天草圏域	146.7
43206	熊本県	芦北圏域	312.0
43207	熊本県	球磨圏域	97.0
44201	大分県	東部	119.1
44202	大分県	中部	136.4
44203	大分県	南部	87.2
44204	大分県	豊肥	141.0
44205	大分県	西部	56.2
44206	大分県	北部	89.5

医療圏コード	都道府県	二次医療圏	医師偏在指標
45201	宮崎県	県央	111.4
45202	宮崎県	県西	73.6
45203	宮崎県	県北	78.9
45204	宮崎県	県南	128.2
46201	鹿児島県	薩摩	108.9
46202	鹿児島県	北薩	78.0
46203	鹿児島県	姶良・伊佐	91.1
46204	鹿児島県	大隅	56.9
46205	鹿児島県	熊毛	136.0
46206	鹿児島県	奄美	41.6
47201	沖縄県	北部	94.4
47202	沖縄県	中部	81.8
47203	沖縄県	南部	103.9
47204	沖縄県	宮古	62.7
47205	沖縄県	八重山	82.2

※ 医師確保計画策定ガイドライン～第8次（前期）～に基づき、都道府県の医師確保計画の策定スケジュールを踏まえ、各都道府県の小児医療圏が確定する前の段階（2022年3月時点）の小児医療圏における指標の値を最も小さいものから並べて1/3の閾値を92.2と設定している。なお今後、都道府県における第8次医療計画の策定に当たり小児医療圏の見直し等が行われた場合は、見直し後の小児医療圏の指標を再計算し、前述の閾値を用いて区分分けを行う。したがって、下位1/3に区分される小児医療圏の数は、全国の小児医療圏の総数の1/3と必ずしも一致しない場合があり得る。

(小児科医師偏在指標について)

小児科医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。

このため、小児科医師偏在指標の活用に当たっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に理解した上で、活用する必要がある。